

平成19年11月静岡県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

○議事日程

平成19年11月23日（金）午後2時42分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期について

日程第3 静岡県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例の一部改正について

日程第4 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（18人）

(1番)	渡辺敏昭君	(2番)	梶繁美君
(3番)	杉山功一君	(4番)	杉山勇君
(5番)	吉永満榮君	(6番)	酒井基寿君
(7番)	鈴木望君	(8番)	鈴木尚君
(9番)	池谷薫君	(10番)	村松藤雄君
(11番)	藤井武彦君	(12番)	加藤一司君
(13番)	田島建夫君	(15番)	松野輝洋君
(16番)	石川久雄君	(17番)	斎藤衛君
(19番)	櫻井泰次君	(20番)	戸本隆雄君

○欠席議員（2人）

(14番)	原田英之君	(18番)	井田久義君
-------	-------	-------	-------

○法第121条の規定による説明のための出席者（8人）

広域連合長	小嶋善吉君	副広域連合長	芹澤伸行君
事務局長	岡田貞夫君	事務局次長	河野拓明君
資格管理室長	笠井秀訓君	保険料室長	神谷聖司君
医療給付室長	藁科光彦君	電算室長	岩男健一君

○職務のため議場に出席した職員（3人）

書記長	近藤政史君	書記	古郡和明君
書記	渡邊昌宏君		

午後2時42分開会

○議長（加藤一司君） この際、私から諸般の報告として3点の御報告を申し上げます。

まず、今期臨時会において、本日、広域連合長より、議案第38号静岡県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例の一部改正についてほか1件の議案が提出されております。

次に、監査委員から平成19年6月分から9月分の現金出納検査の結果及び定期監査の結果について報告があり、お手元に配布してあります。

次に、平成19年10月11日付、静岡県社会保障推進協議会会長吉野雄二氏から後期高齢者医療制度に関する陳情が提出され、陳情書の写しをお手元に配布してありますので、御承知おき願います。

以上、3点諸般の報告といたします。

ただいまの出席議員は、18名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成19年11月静岡県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤一司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において、松野輝洋君及び石川久雄君を指名いたします。

日程第2 会期について

○議長（加藤一司君） 日程第2、会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（加藤一司君） 御異議なしと認めます。よって、今期、臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 議案第38号 静岡県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例の一部改正について

○議長（加藤一司君） 日程第3、議案第38号静岡県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例の一部改正についてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。事務局長、岡田

貞夫君。

○事務局長（岡田貞夫君） それでは、御説明をいたします。

議案第38号静岡県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例の一部改正についてであります、これは、現在広域連合事務局の総務室の分掌事務となっている保健事業を医療給付室の分掌事務に変更するため、同条例の第1条の規定について所要の改正を行おうとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤一司君） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（加藤一司君） 質疑なしと認め、これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（加藤一司君） 討論なしと認め、これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第38号について採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（加藤一司君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4 議案第39号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の制定について

○議長（加藤一司君） 日程第4、議案第39号静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。当局からの提案理由の説明を求めます。事務局長、岡田貞夫君。

○事務局長（岡田貞夫君） それでは、御説明いたします。

議案第39号静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定についてであります、これは、平成20年4月1日から施行される高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、保険料に関する事項その他の後期高齢者医療広域連合の条例で定める事項について規定をしようとするものでございます。

その主な内容でございますが、条例で定める後期高齢者医療給付について葬祭費として5万円を支給しようとする事、保険料の賦課額に関する事項について、広域連合の区域内において所得割率を100分の6.84、被保険者均等割額を3万6千円にしようとする事、所得の少ない被保険者及び被扶養者であった被保険者について政令で定める基準に従い、被保険者均等割額を減額しようとする事、被保険者等に対する保険料の徴収猶予及び減免について、その要件及び手続きを規定しようとする事、広域連合が行う保健事業及び過料について規定しようとする事、附則において、老人医療給付費の低い市町に住所を有する被保険者の保険料について、平成20年4月1日から起算して6年間に限り、政令で定める基準に従い、所得割率及び被保険者均等割額を別に定めることいわゆる不均一賦課を行おうとする事、平成20年度における被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額について、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に20分の19を乗じて得た額を減額すること、いわゆる保険料の凍結を行おうとする事などでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤一司君） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。質疑の通告がありますので、通告順により発言を許します。まず、渡辺敏昭君の発言を許します。御登壇ください。渡辺敏昭君。

〔渡辺敏昭君登壇〕

○議員（渡辺敏昭君） 富士市議会の渡辺でございます。よろしくお願い致します。お許しをいただきましたので、私から先に通告をしてあります2点について質問いたします。

まず最初に保険料率の算定について伺います。昨年、厚生労働省は、厚生年金の平均的な受給者である年額208万円の年金収入のある方について、後期高齢者医療制度における保険料の試算を行いました。年額7万4,400円、うち均等割額3万7,200円と提示されました。

これを参考にそれぞれの各県の議会では検討して決められていくことになるわけでございますけれども、私の手元にある情報によりますと5県ほど既に決められておりまして、例えば群馬県ですと所得割率が7.36%、均等割額が3万9,600円、岐阜県ですと7.39%、3万9,310円。あるいは、福井県ですと所得割率が7.9%、均等割額が4万3,700円など5県が既に決まっているという情報が手元でございます。

今回、静岡県においてはただいまの御提案で第4条では所得割率6.84%、5条では均等割額が3万6,000円とされました。また、去る11月13日には一つの例といいますかモデルケースとして年額208万円の年金収入の方は、約7万3,600円の保険料になるという試算が示されております。

しかしながら静岡県では、昨年度まで一人当たり老人医療費が全国でも下位に位置している。データによりますと少ない方から5番目、全国平均よりも14%程度低い水準を維持するというわが県でございます。これらの数値から見ますと今回の御提案については少し高いのではない

かと思われませんがどうでしょうか。

2点目は、医療給付の内容について伺います。高齢者の医療費の増加に伴いまして、高齢者の医療費を適正化していくために、すべての被保険者から保険料を徴して、かなり負担が重くなっている現役世代と高齢者世代との負担を明確にして、公平で分かりやすい制度として後期高齢者医療制度が来年の4月からスタートすることになりますが、制度の改正に伴いサービスの低下はあってはならないものと考えております。

医療給付に関しては、現行の老人保健制度と同様のサービスを受けられると聞いておりますが、実際はどのようになるのでしょうか。以上2点についてお伺いを致します。よろしくお願いを致します。

○議長（加藤一司君） 答弁願います。事務局長、岡田貞夫君。

○事務局長（岡田貞夫君） 2点の質疑につきまして御答弁させていただきます。

まず最初に保険料率の算定の件でございます。後期高齢者医療制度におけます保険料の算出につきましては、法令等により定められているものでございます。

その規定によりまして算出していきますと、この制度における保険料は、一人当たりの医療費により概ね決定する形になるのではないかと存じております。

御案内のとおり、平成18年度の都道府県別一人当たり老人医療費の状況では、静岡県は低い方から5番目に位置しておりますので、75歳以上におきましては、一人当たり医療費の少ない県ということも十分承知しております。

昨年厚生労働省の試算には、広域連合で実施する保健事業に係る経費、医療給付事業に係るレセプトの審査支払手数料あるいは葬祭費というものが、保険料の算定に含まれておりませんでした。

今回、広域連合が算定しております保険料率につきましては、これらの費用を全て含んだ上での数値となっているものですが、これらの費用を含まない厚生労働省の試算値よりも比較致しまして、なお数値的には下回っているものでございます。

続きまして2点目の医療給付の内容でございます。後期高齢者の方が医療機関等にかかったときの給付につきましては、現行の老人保健制度と基本的に同様の医療給付サービスが受けられます。

また、新たなサービスといたしまして、高額医療・高額介護合算制度が創設されてございます。これにつきましては、現在、医療保険と介護保険にそれぞれ月々の自己負担限度額が設定されてございまして、限度額を超える自己負担についてそれぞれ軽減措置が設けられているものでございます。

しかしながら、後期高齢者医療制度の世帯に介護保険の受給者がいる場合でございますが、それぞれに自己負担がございまして当然ながら高額になり、家計の負担が大きくなる状況がございまして。

このため、負担を軽減するために、それぞれの自己負担限度額の1年間分を合算いたしまし

て、年額56万円を基本に設定されます自己負担限度額がございまして、これを超えた場合には、医療保険と介護保険から、それぞれの自己負担に応じて、支給をされるというふうなことになっているものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤一司君） 再質疑はありますか。

○議員（渡辺敏昭君） ありません。

○議長（加藤一司君） 再質疑なしと認めます。以上で、渡辺敏昭君の質疑を終わります。

次に、杉山勇君の発言を許します。杉山勇君御登壇ください。杉山勇君。

〔杉山 勇君登壇〕

○議員（杉山 勇君） 新居町議会の杉山でございます。私は通告に従い2点について御質問をいたします。1点目でございますが保険料の収納率の確保についてであります。国民健康保険や国民年金などにおいては、収納率、納付率の低下が話題となっております。今回、後期高齢者医療制度での保険料率の算定に当たっては、保険料の収納率を99%と見込んでおり、幾分高いようにも思われますが、この割合を確保することは可能と考えておられるか。

また、この制度において保険料の徴収業務は、各市町の業務とされておりますが、市町により保険料の収納率に差が生じた場合、広域連合としては、どのように対処していくお考えか伺います。

2点目でございますが健康診査について伺います。現行の老人医療制度で医療を受けている方は、平成20年4月からは新たに独立した医療保険制度となる後期高齢者医療制度で医療を受けることとなります。

これまで高血圧や糖尿病などの生活習慣病の早期発見と予防のため、市町が老人保健法に基づき住民全員を対象とする基本健診を行ってきました。高齢者の医療の確保に関する法律では、市町は国保保険者の立場として40歳から74歳の国保加入者についてのみ健診を行うことになり、75歳以上の住民に対しては、広域連合が保健事業として健診を実施する努力義務となっております。後期高齢者に対しても、これまで同様に健康診査など実施すべきと考えますが、広域連合ではどのように実施していくお考えか伺います。以上2点につきまして当局の見解を伺います。以上でございます。

○議長（加藤一司君） 答弁願います。事務局長、岡田貞夫君。

○事務局長（岡田貞夫君） それでは2点の質疑につきまして答弁させていただきます。

まず最初に保険料の収納率の確保についてでございます。後期高齢者医療制度におけます保険料の徴収方法は、原則として、年金から天引きの特別徴収としてでございます。厚生労働省では、その収納率を100%と見込んでいるところでございます。

特別徴収とならない被保険者の方につきましては、納付書等によりまして被保険者自身が保険料を納付いたします普通徴収という形になりますが、本県におけます世帯主が75才以上の国民健康保険の収納率につきましては、広域連合の調査によりまして98.5%という高い率になっ

てございます。

こうした状況を受けまして、後期高齢者全体の保険料の収納率を99%と見込んだものでございます。

従いまして、現在の、高齢者層におけます収納率が高い水準であるという状況からいたしましても、今回推定してございます保険料の収納率を確保することについては可能と考えているものでございます。

また、被保険者のうち特別徴収される方がおおむね8割超と見込まれてございますので、先に述べました内容からいたしましても、市町ごとに収納率に著しい差が生じることは、ないものと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、当該制度の必要性を十分周知をしていくなかで、保険料収納率の低下を招かないよう、広域連合から各市町に御尽力賜わりますようお願いしていく所存でございます。以上でございます。

それと、2点目の健康診査についてでございます。広域連合といたしましては、後期高齢者に対する健康診査につきましては、糖尿病等の生活習慣病の早期発見をするため重要であるというふうに考えてございまして、引き続き実施していきたいというふうに考えてございます。

しかし、広域連合で県下全体を直接実施するには難しいというふうに考えられておりますので、従来から実施してございます市町に後期高齢者の健康診査を委託しまして、市町が実施いたします75歳未満の特定健診の実施方法に準じて後期高齢者の健康診査を実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤一司君） 再質疑はありますか。

○議員（杉山勇君） はい了解しました。再質問はありません。

○議長（加藤一司君） 質疑なしと認めます。以上で、杉山勇君の質疑を終わります。

次に、杉山功一君の発言を許します。御登壇ください。杉山功一君。

〔杉山功一君登壇〕

○議員（杉山功一君） 通告に従い、議案第39号静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について御質問いたします。

まず、1番目として保険料の徴収方法についてお伺いいたします。後期高齢者医療制度における保険料の納付は、新聞報道、広報紙等において来年の4月より年金から天引きされると聞いておりますが、年金からの天引きとならない方もおられます。このように、年金からの天引きとならず、普通に納付書等で納めることとなる方はどのような方なのでしょうか。

また、被保険者となられる方の申し立てにより、年金天引きから納付書等で納める方法に切り替えていただくことは可能なのかお伺いをいたします。

次に2番目として資格証の発行についてお伺いいたします。市町が所管する現行の国民健康

保険では、老人医療の対象者は滞納があっても、いわゆる資格証の対象から外されていたと承知しております。ところが、今回の高齢者医療の確保に関する法律では、保険料の滞納状況によっては資格証を発行することとなっているようです。これまで対象から外されてきた老人医療の対象者にまで資格証の発行を行うようになったのはなぜなのかお伺いいたします。

また、資格証の交付については、市町に裁量があるのかもお聞かせ下さい。

○議長（加藤一司君） 答弁願います。事務局長、岡田貞夫君。

○事務局長（岡田貞夫君） それではお答えいたします。まず最初に保険料の徴収方法についてでございます。公的年金の受給額が年額18万円以上ある方が、介護保険料と同様にですね、原則として年金から天引きされる特別徴収となるわけでございます。ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超える場合には、特別徴収とはなりません、納付書等で納める普通徴収となるものでございます。従いまして、年金受給額が少ない方や、年金受給額に比較して、年金以外の収入が極端に多い方などが、普通徴収になるものと存じておるところでございます。

なお、被保険者が申し立てをすることによって、特別徴収から普通徴収に切り替えることにつきましては、介護保険同様に制度上できない扱いとなっております。

次に資格証の発行についてでございます。現在、老人医療に該当される方は、その医療給付が、市町の老人保健の支出により賄われておりまして、国民健康保険の特別会計からは直接医療給付がされていない状況でございます。そのため、国民健康保険の資格証は老人医療の該当者には適用しないこととされてきたものでございます。また、こうした保険料納付と医療給付が一体化していないことが、高齢者における医療費の増大に影響を与えているとの指摘もございまして、この度の後期高齢者医療制度の創設につながっているものでございます。

後期高齢者医療制度では、御承知のとおり医療給付にかかる費用について、窓口での本人負担以外の部分を、国・県・市町による公費負担5割と、他の健康保険等からの支援金4割、そして被保険者御自身に負担していただく保険料で1割を充てることになってございまして、医療給付と保険料納付が一体となって機能するような改正が行われているところでございます。

そこで、特別な事情もなく、1年以上の期間、滞納がある方に対しましては、資格証の交付を行うとされたものでございます。

また、資格証の交付につきましては、広域連合の権限においてなされるものであることから、市町における裁量というものはないということになってございます。ただし、資格証交付に至る前に、当然ながら市町の事務でございます収納業務において、積極的に滞納者との相談等に努力されまして、適正納付の推進を図っていただくことや、特別な事情の把握に努めていただくことを通じまして、結果として資格証に該当する方の数を少なくしていただくことは重要なことだというふうを考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお伺いいたします。

○議長（加藤一司君） 再質疑はありますか。

○議員（杉山功一君） ありません。

○議長（加藤一司君） 質疑なしと認めます。以上で、杉山功一君の質疑を終わります。

次に、酒井基寿君の発言を許します。御登壇ください。酒井基寿君。

〔酒井基寿君登壇〕

○議員（酒井基寿君） 浜松市議会の酒井でございます。後期高齢者医療制度が新たに創設されるに当たりまして、私は先の3名の方とは別の切り口での問題につきまして質問をいたしたいと思っております。

まず第1点は情報開示と広報についてでございます。広域連合の運営におきましては、透明性を確保するとともに十分な情報開示が速やかになされるような制度づくりが必要と考えられますけれども、その対応についてお伺いいたしたいと思っております。

社会保険の被扶養者などにつきましては2年間、保険料の均等割部分の5割削減が実施されますけれども、対象者の把握、対象者への周知につきましても未だ国から明確な方針が示されておられない状況でございます。現在、保険料のあり方を再検討している状況であります。制度の細部につきましては政令・省令の公布が遅れたため、自治体も事務処理に遅れを生じて自治体としては大きな不安を抱えているのも事実でございます。混乱なく制度移行を進めるには十分な広報活動が不可欠でございます。

また、電算処理につきましては、市町村と広域連合のデータ交換が確実に行われますようシステムを整えること。また、個人情報の保護など情報セキュリティに十分配慮することなど、制度の円滑実施に向けて万全を期することが最重要課題のひとつであることは間違いございません。このことについての対応にぬかりがないか決意のほどをお伺いいたしたいと思っております。

第2点目は事務処理に係る経費と負担の見通しでございます。当制度は広域連合が運営を行うものでありますが、窓口業務や保険料徴収業務は市町村が行うことになっております。市町村にとりましては広域連合の負担に加え、窓口業務や保険料徴収業務の財政的負担も決して小さくはございません。

また、県内各市における後期高齢者医療制度の施行に伴うシステム改修経費につきましても、住民基本台帳関係事業費及び国民健康保険関係事業費として多額の経費が見込まれ、当制度の施行に伴う市の財政負担も過大なものになっております。

ちなみに、浜松市の例を参考のために申し上げますと平成18年度広域連合の事務費に対する負担金は1,079万円。平成19年度の事務経費は3億4,395万円でございます。内訳は広域連合の事務費等に対する負担金が8,784万円、郵便印刷事務費が1,411万円、システム改修等委託費が2億700万円でございます。この改修委託費には後期高齢者医療システムに9,200万円、国民健康保険料の算出に7,500万円、国民健康保険料の緩和措置に4,000万円、後期高齢者医療ネットワーク工事に3,500万円であります。さらにこのシステム導入後5年間のランニング経費は10億円を越すものと私自身計算をしております。

これも参考のために申し上げますと、群馬県の場合でございますが、平成19年度システム関連経費の2億6,000万円に対し国庫補助金は5%にあたる1,200万円、県の補助は0であります。システム導入後5年間のランニング経費は7億1,300万円に対し国庫補助はなしと側聞しております。

そこで、この数字等は国への正式要望書の中に記載されているものでありますので、数字的には間違いはございません。そこで、制度変更に伴い市町村への超過負担が生じないように、財政支援措置が強く求められているところでありまして、当然のことながら全国市議会議長会、全国町村議長会、全国知事会、全国市長会、全国町村会でも国に対して繰り返し当制度への財政支援措置を、迅速かつ十分な広報活動、制度の充実等を求める要望・陳情・実行活動を鋭意粘り強くやってきたところでありまして、皆様もよく御承知のとおりでございます。さらにこの活動を一層強化して主張しつづけることが肝要であると思っております。また、静岡県を含む12都道府県議会議長会が今年12月に国に要望書を提出する予定と聞いております。

市町村の電算システム、改めて私は市町村の電算システムの改修と電算システムに係る経費に対する財政措置はどうなっているのか、また、市町村と広域連合間のオンラインシステムの構築とシステム関連経費とこれに対する国、県の補助金はどうなっているのかをお伺いしたいと思っております。

○議長（加藤一司君） 答弁願います。事務局長、岡田貞夫君。

○事務局長（岡田貞夫君） 2点の質疑につきまして答弁させていただきます。

まず最初に1点目の情報公開と広報についてでございます。広域連合の運営の透明性の確保と情報開示及び広報活動は、大変重要なことだと考えてございます。広域連合の運営に当たりましては、当然ながら住民と直接接する各市町の意見などを十分にお聞きし協議する中で方針を決めているところでございますが、今後も各市町の意見を十分尊重して、合意に基づく施策を進めて行きたいと考えているところでございます。

住民への情報開示や広報活動につきましても、市町と連携して実施をしているところでございますが、住民対象の制度の周知につきましては、既に、市町の広報紙に制度紹介の記事を掲載するとともに、県内全戸へのちらしの配布、ポスターの掲出等の協力をいただいたところでございます。

今後も1月及び3月の市町広報紙に保険料率等の記事を掲載していただく予定でございます。更に現在、ホームページの開設を準備してございまして、高齢者の負担増の凍結など、目まぐるしく提示されます医療制度の部分的な変更につきましては、市町への速やかな情報提供とともに、ホームページなど活用いたしまして、速報性のある手段を用いて、早期の対応に努めていきたいと考えているところでございます。また、国におきましてもリーフレットや政府広報等の媒体を活用した国民向けの広報を実施すると聞いているところでございます。いずれにいたしましても、制度の円滑な実施に向けまして、市町と連携を深め広報活動に万全を期してまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして2点目の事務処理に係る経費の負担の見通しでございます。市町への電算システムに係る経費に対する財政措置といたしましては、住基情報等提供システムの開発及び後期高齢者医療制度保険料徴収システムの開発に必要な経費に対する補助といたしまして、平成18年度から19年度にかけて後期高齢者医療制度創設準備事業補助金が、国より補助されているというふうに聞いてございます。

各市町におけます具体的な金額は分かりませんが、1市町あたり8,000万円を上限といたしまして、基本額620万円に平成18年12月時点の人口に応じて算出された加算額を加えました額の2分の1が国庫補助として交付されるものになるというふうに聞いてございます。

また、国において負担増凍結に要するシステム改修費等につきましても予算措置を行うとの情報もございましたけれども、現在詳細については分かってございません。

市町における電算システムに係る経費に対する財政措置につきましては、全国市長会において6月から11月にかけて、国に対して繰り返し要望がされているというふうに聞いています。今後も、国に対し要望をしていくことは必要であるというふうに考えているところでございます。

次に、市町と広域連合の間のオンラインシステムの構築等、システム関連経費についてでございますが、後期高齢者医療電算処理システム機器等のリース業務といたしまして、これ5年間でございますが契約をしてございます。広域連合分が約1億8,200万円、市町分が約1億7,000万円で、合計約3億5,200万円となっているところでございます。これに加えて、システムにかかわりますネットワークの回線経費がございまして、これが5年間で約1億7,600万円となっているものでございます。で、総合計は約5億2,800万円を見込んでいます。

これに対する国からの補助といたしましては、ランニング経費等に対する補助はございませんけれども、システム構築初年度の19年度につきましては、老人医療費適正化推進補助金といたしまして補助がございまして、ただしその対象は、電算処理機器設置とネットワーク設定に係る費用でございまして約200万円の事業費に対しての補助を若干見込んでいます。なお、県からの補助は無いような状況でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤一司君） 再質疑はありますか。

○議員（酒井基寿君） 再質疑はございませんけれども、市町の経費負担が非常に大きいことは現実の問題であります。これに鑑みて、地方6団体、つまり我々の立場から引き続き国に対しての補助を要請するという強い陳情、要望、実行活動が必要だということについては、間違いありませんので、その気持ちをぜひ広域連合の皆さんも共有していただいて、我々も頑張っていきたいと、こういうふうに思っています。これで、全てを終わります。

○議長（加藤一司君） 答弁はよろしいですか。

○議員（酒井基寿君） はい。

○議長（加藤一司君） 以上で酒井基寿君の質疑を終わります。

関連質疑はありますか。

〔「なし」〕

○議長（加藤一司君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（加藤一司君） 討論なしと認め、これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第39号について採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（加藤一司君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決することに決しました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許します。広域連合長、小嶋善吉君、御登壇ください。

〔広域連合長小嶋善吉君登壇〕

○広域連合長（小嶋善吉君） 11月臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。ただいまは、後期高齢者医療に関する条例につきまして、御可決いただきまして誠にありがとうございました。

後期高齢者医療制度における保険料率も決定し、今後は、平成20年4月からの制度施行に向け、関係市町との連携を図りながら、高齢者の方への周知など、スムーズな制度導入に向け、取り組んでまいりたいと思っております。

また、先程は、電算経費に関わるいろんな御提言もいただきました。いずれにいたしましても広域連合の皆さんと一緒に、これからこの後期高齢者医療制度を円滑にそしてしっかり運営していくように力を合わせていきたいと思っておりますので、改めて私からも決意をさせていただきますし、皆さんにもよろしく願いいたします。

議員各位におかれましても、一層の御理解・御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。よろしく願いします。

○議長（加藤一司君） これにて、平成19年11月静岡県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会といたします。

午後3時24分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年11月23日

議	長	加	藤	一	司
議	員	松	野	輝	洋
同		石	川	久	雄